

運営指導日	※市で記入 令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後
-------	--

令和7年度（2025年度）版
指定障害福祉サービス事業者 自主点検表
【訪問系】

サービス種別 ※該当に○を入れて ください	該当	種 別	指定年月日
		居宅介護	年 月 日
		重度訪問介護	年 月 日
		同行援護	年 月 日
		行動援護	年 月 日

事業所	事業所番号										
	名 称										
	所 在 地	〒									
	連 絡 先	(電 話)					(FAX)				
		(メール)									
	管 理 者										
サービス 提供責任者											
事業者 (法人)	名 称										
	代 表 者 職名・氏名										
	所 在 地	※上記事業所と異なる場合に記入 〒									
記入(担当)者 職名・氏名											
記入者連絡先		※上記事業所と異なる場合に記入					記入年月日		令和 年 月 日		

問い合わせ	大津市福祉部 福祉指導監査課 【電 話】077-528-2912 【FAX】077-523-1330 【メール】otsu1439@city.otsu.lg.jp
-------	---

【点検表の見方】

- 各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。
- 各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。
- 根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

《事業種別の略称》

居宅 … 居宅介護
 重度 … 重度訪問介護
 同行 … 同行援護
 行動 … 行動援護
共通 … 全事業共通

《根拠法令の略称》

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法）
条例	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大津市条例第 7 号）
省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 （平 18 年厚生労働省令第 171 号）
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日・障発第 1206001 号）
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号）

◆ 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 一般原則 共通	(1) 利用者の人格尊重 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第2項 省令第3条第2項
	(2) 虐待防止等の措置 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 取り組んでいるものにチェックしてください。 ☐① 虐待防止委員会の設置 ☐② 虐待防止や人権意識を高めるための研修 ☐③ 職員が障害特性に応じた支援が出来るような知識や技術を獲得するための研修 ☐④ 虐待防止のチェックリストを活用した各職員による定期的な自己点検（セルフチェック） ☐⑤ 「倫理綱領」「行動指針」等の制定と職員への周知 ☐⑥ 「虐待防止マニュアル」の作成と職員への周知 ☐⑦ 「権利侵害防止の掲示物」の職員の見やすい場所への掲示 ☐⑧ 支援上の悩み等を職員が相談できる体制の整備 ☐⑨ 利用者等に対する苦情解決制度等の活用の周知 ☐⑩ その他（ ）	☐ いる ☐ いない	条例第3条第3項 省令第3条第3項
《参照》 ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号） ・ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（H30.6 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） ・ 障害者（児）施設における虐待の防止について（H17.10.20 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）			

◆ 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
2 基本方針	(1) 居宅介護の基本方針 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第6条第1項 省令第4条第1項
	(2) 重度訪問介護の基本方針 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第6条第2項 省令第4条第2項
	(3) 同行援護の基本方針 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第6条第3項 省令第4条第3項
	(4) 行動援護の基本方針 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第6条第4項 省令第4条第4項

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
3 従業者の 員数	(1) 必要人員数の確保 共通 事業所ごとに置くべき従業者（サービスの提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上となっていますか。 【指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの】（居宅介護従業者基準） 《参照》（平成18年厚生労働省告示第538号） - 一 介護福祉士 - 二 実務者研修修了者 - 三 居宅介護職員初任者研修課程修了者 - 四 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 - 五 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者 - 六 同行援護従業者養成研修課程修了者 - 七 行動援護従業者養成研修課程修了者 等 <解釈通知 第三の1(1)①> ○従業者（ホームヘルパー）の要件は、別の通知による。 《参照》「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月厚生労働省社会援護局保健福祉部長通知） ○居宅介護職員初任者研修課程修了として取り扱うもの ・居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者 ・看護師等の資格を有する者 ○障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了として取り扱うもの ・居宅介護従業者養成研修3級課程修了者	☐ いる ☐ いない	条例第7条第1項 省令第5条第1項、 第7条
	資格証の保管 従業者の資格等を証する書類について、全従業者分を整理し、保管していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(2) 同行援護従業者の要件 同行 同行援護のサービスを提供する者については、別に厚生労働大臣が定める者となっていますか。 【厚生労働大臣が定める者】 《参照》（平成18年厚生労働省告示第548号・9） （留意事項通知 第二の2(3)③） ○ 次のいずれかに該当する者 ①同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ②居宅介護従業者の要件を満たす者であって、視覚障害者に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有するもの ③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者	☐ いる ☐ いない	報酬告示別表 第3の1注3

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠																		
3 従業者の員数 (続き)	(3) 行動援護従業者の要件 <u>行動</u> <u>行動援護</u>のサービスを提供する者については、別に厚生労働大臣が定める者となっていますか。 【厚生労働大臣が定めるもの】 《参照》（平成18年厚生労働省告示第548号・11） （留意事項通知 第二の2(4)④） ○行動援護従業者養成研修課程修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、 ○知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に<u>1年以上</u>の 従事経験を有する者 ただし、令和6年3月31日において居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、令和9年3月31日までの間は、資格要件に適合するものとみなす。	☐いる ☐いない	報酬告示別表第4の1注3																		
4 サービス提供責任者	(1) サービス提供責任者の配置 <u>共通</u> <u>常勤</u>の従業者であつて<u>専ら</u>居宅介護等の職務に従事するもののうち、事業の規模（居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業とを同一の事業所において、一体的に運営している場合にあつては、その事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としていますか。 ※この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。 ※常勤換算方法を採用した場合、常勤のサービス提供責任者を事業の規模に応じて配置する必要があります。 ※事業の規模は前3月の平均値とする。 → 配置の基準は次のア～ウのいずれかに該当する人数を置く。 <table><tr><td></td><td>サービス</td><td>直近3月の平均値</td></tr><tr><td rowspan="2">ア月間の延べサービス提供時間数</td><td>居宅等</td><td>時間</td></tr><tr><td>重訪</td><td>時間</td></tr><tr><td rowspan="2">イ従業者数</td><td>居宅等</td><td>人</td></tr><tr><td>重訪</td><td>人</td></tr><tr><td rowspan="2">ウ利用者数</td><td>居宅等</td><td>人</td></tr><tr><td>重訪</td><td>人</td></tr></table> ※居宅等は、居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、移動支援、訪問介護等をいう。 ※訪問介護等は、介護保険法における「訪問介護」及び「介護予防訪問介護相当サービス」をいう。（以下同様） ※障害サービス等と訪問介護等を別々に算出する場合は、訪問介護等の時間や員数は含めません。 ※<u>移動支援を行っている場合、居宅等に含めます。</u>		サービス	直近3月の平均値	ア月間の延べサービス提供時間数	居宅等	時間	重訪	時間	イ従業者数	居宅等	人	重訪	人	ウ利用者数	居宅等	人	重訪	人	☐いる ☐いない	条例第7条第2項 省令第5条第2項
	サービス	直近3月の平均値																			
ア月間の延べサービス提供時間数	居宅等	時間																			
	重訪	時間																			
イ従業者数	居宅等	人																			
	重訪	人																			
ウ利用者数	居宅等	人																			
	重訪	人																			

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠																																																														
4 サービス 提供責任者 (続き)	→事業の規模に応じてサービス提供責任者を配置することとした基準は、以下の各表のいずれか、チェックボックスにチェックを入れてください。 <<単独サービス事業所>> ▽次の「利用者数」「サービス提供時間数」「従業者数」のいずれかに該当する人数を置く。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名</th><th>☐利用者数</th><th>☐サービス提供時間数</th><th>☐従業者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護</td><td rowspan="3">40 人ごとに1 人 (注)</td><td rowspan="3">450 時間ごとに1 人</td><td rowspan="3">10 人ごとに1 人</td></tr> <tr> <td>同行援護</td></tr> <tr> <td>行動援護</td></tr> <tr> <td>重度訪問介護</td><td>10 人ごとに1 人</td><td>1000 時間ごとに1 人</td><td>20 人ごとに1 人</td></tr> </tbody> </table> ※移動支援事業、訪問介護等を行っている場合は、下記の複数サービスを行う事業所を参照してください。 (注) 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、一定の要件を満たす場合は「50 人ごとに1 人」とすることができる。(複数サービス実施の場合も同様) <<複数のサービスを行う事業所>> <解釈通知 第三の1 (8)> ▽次のA又はB (1) ~ (2) に該当する員数を置く。 ☐ A. 障害福祉サービス(居宅介護等)と訪問介護等とを合わせて算出する方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名</th><th colspan="2">利用者数</th></tr> <tr> <th>重度訪問介護の利用者数</th><th>☐ 10 人以下の場合</th><th>☐ 10 人を超える場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護</td><td rowspan="6">40 人ごとに1 人</td><td rowspan="7"> 重度訪問介護利用者 10 人ごとに1 人 + それ以外の利用者 40 人ごとに1 人 </td></tr> <tr> <td>同行援護</td></tr> <tr> <td>行動援護</td></tr> <tr> <td>重度訪問介護</td></tr> <tr> <td>移動支援</td></tr> <tr> <td>訪問介護等</td></tr> </tbody> </table> ☐ B. 障害福祉サービスのうち複数サービスを併せて算出する方法 (訪問介護等とは別々に算出し合計する) ☐ (1) 重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名</th><th colspan="2">利用者数</th><th>☐サービス提供時間数</th><th>☐従業者数</th></tr> <tr> <th>重度訪問介護の利用者数</th><th>☐ 10 人以下の場合</th><th>☐ 10 人を超える場合</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護</td><td rowspan="5">40 人ごとに1 人</td><td rowspan="5"> 重度訪問介護利用者 10 人ごとに1 人 + それ以外の利用者 40 人ごとに1 人 </td><td rowspan="5">450 時間ごとに1 人</td><td rowspan="5">10 人ごとに1 人</td></tr> <tr> <td>同行援護</td></tr> <tr> <td>行動援護</td></tr> <tr> <td>重度訪問介護</td></tr> <tr> <td>移動支援</td></tr> </tbody> </table> ☐ (2) 重度訪問介護とそれ以外を別々に算出して合計する方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名</th><th>☐利用者数</th><th>☐サービス提供時間数</th><th>☐従業者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護</td><td rowspan="4">40 人ごとに1 人</td><td rowspan="4">450 時間ごとに1 人</td><td rowspan="4">10 人ごとに1 人</td></tr> <tr> <td>同行援護</td></tr> <tr> <td>行動援護</td></tr> <tr> <td>移動支援</td></tr> <tr> <td>重度訪問介護</td><td>10 人ごとに1 人</td><td>1000 時間ごとに1 人</td><td> 重度訪問介護専従の従業者 20 人ごとに1 人 + 重度訪問介護とその他の双方の従業者 10 人ごとに1 人 </td></tr> </tbody> </table>	サービス名	☐ 利用者数	☐ サービス提供時間数	☐ 従業者数	居宅介護	40 人ごとに1 人 (注)	450 時間ごとに1 人	10 人ごとに1 人	同行援護	行動援護	重度訪問介護	10 人ごとに1 人	1000 時間ごとに1 人	20 人ごとに1 人	サービス名	利用者数		重度訪問介護の利用者数	☐ 10 人以下の場合	☐ 10 人を超える場合	居宅介護	40 人ごとに1 人	重度訪問介護利用者 10 人ごとに1 人 + それ以外の利用者 40 人ごとに1 人	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	訪問介護等	サービス名	利用者数		☐ サービス提供時間数	☐ 従業者数	重度訪問介護の利用者数	☐ 10 人以下の場合	☐ 10 人を超える場合			居宅介護	40 人ごとに1 人	重度訪問介護利用者 10 人ごとに1 人 + それ以外の利用者 40 人ごとに1 人	450 時間ごとに1 人	10 人ごとに1 人	同行援護	行動援護	重度訪問介護	移動支援	サービス名	☐ 利用者数	☐ サービス提供時間数	☐ 従業者数	居宅介護	40 人ごとに1 人	450 時間ごとに1 人	10 人ごとに1 人	同行援護	行動援護	移動支援	重度訪問介護	10 人ごとに1 人	1000 時間ごとに1 人	重度訪問介護専従の従業者 20 人ごとに1 人 + 重度訪問介護とその他の双方の従業者 10 人ごとに1 人		
サービス名	☐ 利用者数	☐ サービス提供時間数	☐ 従業者数																																																														
居宅介護	40 人ごとに1 人 (注)	450 時間ごとに1 人	10 人ごとに1 人																																																														
同行援護																																																																	
行動援護																																																																	
重度訪問介護	10 人ごとに1 人	1000 時間ごとに1 人	20 人ごとに1 人																																																														
サービス名	利用者数																																																																
重度訪問介護の利用者数	☐ 10 人以下の場合	☐ 10 人を超える場合																																																															
居宅介護	40 人ごとに1 人	重度訪問介護利用者 10 人ごとに1 人 + それ以外の利用者 40 人ごとに1 人																																																															
同行援護																																																																	
行動援護																																																																	
重度訪問介護																																																																	
移動支援																																																																	
訪問介護等																																																																	
サービス名	利用者数		☐ サービス提供時間数	☐ 従業者数																																																													
重度訪問介護の利用者数	☐ 10 人以下の場合	☐ 10 人を超える場合																																																															
居宅介護	40 人ごとに1 人	重度訪問介護利用者 10 人ごとに1 人 + それ以外の利用者 40 人ごとに1 人	450 時間ごとに1 人	10 人ごとに1 人																																																													
同行援護																																																																	
行動援護																																																																	
重度訪問介護																																																																	
移動支援																																																																	
サービス名	☐ 利用者数	☐ サービス提供時間数	☐ 従業者数																																																														
居宅介護	40 人ごとに1 人	450 時間ごとに1 人	10 人ごとに1 人																																																														
同行援護																																																																	
行動援護																																																																	
移動支援																																																																	
重度訪問介護	10 人ごとに1 人	1000 時間ごとに1 人	重度訪問介護専従の従業者 20 人ごとに1 人 + 重度訪問介護とその他の双方の従業者 10 人ごとに1 人																																																														

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 サービス 提供責任者 (続き)	<解釈通知 第三の1(8)②③> (介護保険との関係) ○ 介護保険法による指定訪問介護等と併せて指定を受けている場合のサービス提供責任者の員数は、訪問介護等及び居宅介護等の利用者数の合計数に応じた必要数か、それぞれの事業の基準による必要数か、いずれかの員数を配置すること。 (移動支援事業との兼務) ○ サービス提供責任者は、居宅介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある移動支援事業の職務に従事することができるものとする。		
	<解釈通知 第三の1(2)①ㄥ、(5)①ㄥ、別表> (常勤換算方法を採用する事業所) ○ 基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。(端数は、小数点第1位に切り上げ) ○ 非常勤のサービス提供責任者は、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)の2分の1以上勤務すること。 ○ 常勤換算方法を採用する事業所は、<u>事業の規模に応じた常勤のサービス提供責任者を配置すること。</u> ・ 前々頁の4(1)ア～ウ(基準)で求めた数から一を減じて得られた数以上の常勤職員を配置 ・ 基準により6人以上を配置しなければならない事業所であって常勤換算方法による場合は、基準で算出される数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上の常勤職員を配置		
	(2) 居宅介護事業所のサービス提供責任者の要件 居宅 居宅介護事業所のサービス提供責任者は、厚生労働省の通知で定める資格要件に該当する常勤の従業者から選任されていますか。	☐ いる ☐ いない	解釈通知 第三の1 (2)
	<解釈通知 第三の1(2)②> ○ 資格要件 次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任する。 ア 介護福祉士 イ 実務者研修修了者 ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修1級課程(以下(1級課程)という。)修了者。なお、看護師等の資格を有する者は1級課程の全科目が免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。		
	(注) 令和6年度より居宅介護のサービス提供責任者については、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。		

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 サービス 提供責任者 (続き)	(3) 重度訪問介護事業所のサービス提供責任者の要件 重度 重度訪問介護事業所に係るサービス提供責任者は、厚生労働省の通知で定める資格要件を満たしていますか。	☐ いる ☐ いない	解釈通知 第三の1 (5)
	<解釈通知 第三の1(5)②> ○資格要件 次の要件を満たすもの 上記(2)の資格要件のアからエまで又は居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当するもの。 なお、看護師等の資格を有する者は、1級課程の全科目が免除可能であり、1級課程を修了したものとして取り扱い、3年以上の実務経験は要件としない。また居宅介護職員初任者研修の課程を修了したとされていた看護師等については、3年以上の実務経験は、要件としないこと。		
	(4) 同行援護事業所のサービス提供責任者の要件 同行 同行援護事業所に係るサービス提供責任者は、厚生労働省の通知で定める資格要件を満たしていますか。	☐ いる ☐ いない	解釈通知 第三の1 (6)
	<解釈通知 第三の1(6)②> ○資格要件 次のア及びイの要件を満たすもの ア 上記(2)の資格要件のアからエまで又は居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当するもの イ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者 なお、看護師等の資格を有する者は、1級課程の全科目が免除可能であり、1級課程を修了したものとして取り扱い、3年以上の実務経験は要件としない。また居宅介護職員初任者研修の課程を修了したとされていた看護師等については、3年以上の実務経験は、要件としないこと。		
	(5) 行動援護事業所のサービス提供責任者の要件 行動 行動援護事業所に係るサービス提供責任者は、厚生労働省の通知で定める資格要件を満たしていますか。	☐ いる ☐ いない	解釈通知 第三の1 (7)
	<解釈通知 第三の1(7)②> ○資格要件 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、 知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に<u>3年以上</u>の従事経験を有する者(ただし、令和9年3月31日までの間は、<u>令和3年3月31日</u>において、上記(2)のアからエまで又は居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に<u>5年以上</u>従事した経験を有することで足りるものとする。) なお、看護師等の資格を有する者は、1級課程の全科目が免除可能であり、1級課程を修了したものとして取り扱い、3年以上の実務経験は要件としない。また居宅介護職員初任者研修の課程を修了したとされていた看護師等については、3年以上の実務経験は、要件としないこと。		

◆ 人員に関する基準

5 管理者 共通	(1) 管理者の配置 専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※ 管理上支援に支障がない場合はこの限りでない。 <解釈通知 第三の1(3)> ○ 管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する。ただし、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができる。なお、管理者は、居宅介護等の従業者である必要はないものである。 ① 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	☐いる ☐いない	条例第8条 省令第6条
6 労働条件の明示等 共通	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書を交付していますか。	☐いる ☐いない	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条
7 従業者等の秘密保持 共通	(1) 従業者等の秘密保持の義務 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 <解釈通知 第三の3(27)> ○ 従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの (2) 従業者等であった者に対する秘密保持のための措置 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の3(27)> ○ 従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの ○ 具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするもの	☐いない ☐いる ☐いる ☐いない	条例第38条第1項 省令第36条第1項 条例第38条第2項 省令第36条第2項

◆ 設備に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
8 設備及び 備品等 共通	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 <解釈通知 第三の２> ①事務室 - 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましい。 - 間仕切りする等、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 - この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 ②受付等のスペースの確保 - 事務室又は居宅介護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する。 ③設備及び備品等 - サービスの提供に必要な設備及び備品等を確保する。 - 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 - 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。 - 事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。	☐ いる ☐ いない	条例第 10 条 省令第 8 条

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
9 運営規程 共通	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 33 条 省令第 31 条
	運営規程に定めるべき重要事項	主な確認のポイント	
	① 事業の目的及び運営の方針	②～⑤など ・事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか（特に②③⑤など）。	
	② 従業員の職種、員数及び職務の内容	④ ・通院等乗降介助を実施する場合は定められているか。 ・交通費の規定が、事業所からでなく「通常の事業の実施地域を越えた地点から」算定する旨の規定となっているか。	
	③ 営業日及び営業時間※	⑤ ・事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか。	
	④ サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額	⑧ ・虐待防止の措置について、具体的措置が定められているか。 1 虐待の防止に関する責任者の選定 2 成年後見制度の利用支援 3 苦情解決体制の整備 4 従業員に対する虐待の防止を啓発 普及するための研修の実施 5 虐待防止委員会の設置等に関する こと 等	
	⑤ 通常の事業の実施地域		
	⑥ 緊急時等における対応方法		
	⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類		
	⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項		
	⑨ その他運営に関する重要事項 (苦情解決体制、事故発生時の対応等) ※事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第 77 条第 4 項に規定する地域生活支援拠点等をいう。）として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。		

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
10 内容及び 手続の説明 及び同意 共通	(1) 重要事項の説明 支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第11条第1項 省令第9条第1項
	<解釈通知 第三の3(1)> ○ あらかじめ利用申込者に対し、事業所を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることについて同意を得なければならない ・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情解決の体制 ・ 第三者評価の実施状況 等 ○ 利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。		
	(2) 利用契約 社会福祉法第77条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第11条第2項 省令第9条第2項
	<解釈通知 第三の3(1)> ○ 利用者との間で契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスの係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付すること。 ○ 利用者の承諾を得た場合には書面により記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。		

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 1 契約支給量の報告等 共通	(1) 受給者証への必要事項の記載 サービスを提供するときは、サービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を、支給決定障害者等の受給者証に記載していますか。 <解釈通知 第三の3(2)> ○ 事業者は契約が成立した時は、利用者の受給者証に次の必要な事項を記載すること。 ・ 事業者及び事業所の名称 ・ サービスの内容 ・ 契約支給量（月当たりの支援の提供量） ・ 契約日 等	☐ いる ☐ いない ※電磁的記録による作成、保存等の対象外です。従来どおり受給者証への記載を行ってください。	条例第12条第1項 省令第10条第1項
	(2) 契約支給量 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第12条第2項 省令第10条第2項
	(3) 市町村への報告 サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第12条第3項 省令第10条第3項
	(4) 受給者証記載事項の変更時の取扱い 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第12条第4項 省令第10条第4項
1 2 提供拒否の禁止 共通	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 <解釈通知 第三の3(3)> ○ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり ① 事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、運営規程においてこれに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合 ④ 入院治療の必要がある場合	☐ いない ☐ いる	条例第13条 省令第11条
1 3 連絡調整に対する協力 共通	サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第14条 省令第12条

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠						
1 4 サービス提供困難時の対応 共通	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 15 条 省令第 13 条						
1 5 受給資格の確認 共通	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認していますか。 ※電磁的記録による作成、保存等の対象外です。従来どおり受給者証による確認を行ってください。	☐ いる ☐ いない	条例第 16 条 省令第 14 条						
1 6 介護給付費の支給の申請に係る援助 共通	(1) 支給決定を受けていない者 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 17 条第 1 項 省令第 15 条第 1 項						
	(2) 利用継続のための援助 支給決定に通常要する期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 17 条第 2 項 省令第 15 条第 2 項						
1 7 心身の状況等の把握 共通	サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 18 条 省令第 16 条						
1 8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 共通	(1) サービス提供時の関係機関等との連携 サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 19 条第 1 項 省令第 17 条第 1 項						
	(2) サービス提供終了に伴う関係機関等との連携 サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、上記は、(1) の関係機関・事業者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 19 条第 2 項 省令第 17 条第 2 項						
1 9 身分を証する書類の携行 共通	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 <身分証についてあてはまるものにチェックをつけてください。> <table><tr><td>身分を証する書類の記載事項は？</td><td>携行の有無は？</td></tr><tr><td>☐事業所の名称 ☐従業者の氏名</td><td>☐初回訪問時</td></tr><tr><td>☐職能 ☐従業者の写真</td><td>☐求められたとき</td></tr></table> <解釈通知 第三の 3 (8)> ○ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者等から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければならないこと。 ○ この証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	身分を証する書類の記載事項は？	携行の有無は？	☐ 事業所の名称 ☐ 従業者の氏名	☐ 初回訪問時	☐ 職能 ☐ 従業者の写真	☐ 求められたとき	☐ いる ☐ いない	条例第 20 条 省令第 18 条
身分を証する書類の記載事項は？	携行の有無は？								
☐ 事業所の名称 ☐ 従業者の氏名	☐ 初回訪問時								
☐ 職能 ☐ 従業者の写真	☐ 求められたとき								

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
20 サービスの 提供の記録 共通	(1) サービス提供の記録 サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 <解釈通知 第三の3 (9)①> ○ 利用者及び事業者が、その時点でサービスの利用状況等を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたもの。	☐ いる ☐ いない	条例第21条第1項 省令第19条第1項
	(2) サービス提供の確認 上記(1)のサービスの提供の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 <解釈通知 第三の3 (9)②> ○ サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたもの。	☐ いる ☐ いない	条例第21条第2項 省令第19条第2項
21 支給決定 障害者等に 求めること のできる 金銭の支払 の範囲等 共通	(1) 利用者負担額以外の金銭の支払の範囲 サービスを提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第22条第1項 省令第20条第1項
	(2) 金銭の支払に係る支給決定障害者等への説明 上記(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面で明らかにするとともに、支給決定障害者等に対して説明を行い、その同意を得ていますか。 ※ 次の22(1)～(3)に掲げる支払については、この限りでない。	☐ いる ☐ いない	条例第22条第2項 省令第20条第2項
22 利用者負担 額等の受領 共通	(1) 利用者負担額の受領 サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第23条第1項 省令第21条第1項
	(2) 法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該サービスに係る費用基準額の支払を受けていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第23条第2項 省令第21条第2項
	(3) その他受領が可能な費用 上記(1)(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合に、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第23条第3項 省令第21条第3項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
22 利用者負担 額等の受領 (続き)	(4) 領収証の交付 上記(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第23条第4項 省令第21条第4項
<u>共通</u>	(5) 支給決定障害者等の同意 上記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第23条第5項 省令第21条第5項
23 利用者負担 額に係る 管理	事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他の障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定していますか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第24条 省令第22条
<u>共通</u>			
24 介護給付費 の額に係る 通知等	(1) 利用者への通知 法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第25条第1項 省令第23条第1項
<u>共通</u>	(2) サービス提供証明書の交付 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第25条第2項 省令第23条第2項
25 サービスの 基本取扱 方針	(1) サービスの適切な提供 サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第26条第1項 省令第24条第1項
<u>共通</u>	(2) サービスの質の評価及び改善 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 評価実施日： 年 月 日	☐ いる ☐ いない	条例第26条第2項 省令第24条第2項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
26 サービスの 具体的取扱 方針 共通	事業所の従業者が提供するサービスの方針は、次に掲げるところ によるものとなっていますか。 一 サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、利用 者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 二 サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は 社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配 慮すること。 三 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、 利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理 解しやすいように説明を行うこと。 四 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切 な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 五 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把 握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行 うこと。	☐ いる ☐ いない	条例第 27 条 省令第 25 条

< 解釈通知 第三の 3(15) >

- ① 基準第 25 条第 2 号について、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。
 - ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
 - イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。
 - ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。
- ② 同条第 3 号については、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。

なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。
- ③ 同条第 4 号については、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
27 個別支援 計画の作成 共通	(1) 個別支援計画の作成 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 28 条第 1 項 省令第 26 条第 1 項
	<解釈通知 第三の 3 (16)> ○ サービス提供責任者は、特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該事業所以外の保険医療・福祉サービス等との連携も含め、個別支援計画の原案を作成し、個別支援計画に基づく支援を実施するものである。 ○ 個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにするものとする。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 ○ なお、個別支援計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。		
	(2) 計画の説明、同意、交付 サービス提供責任者は、個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該個別支援計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 28 条第 2 項 省令第 26 条第 2 項
	<解釈通知 第三の 3 (16)> ○ サービス提供責任者は、個別支援計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 ○ 個別支援計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びその同居の家族並びに利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者に交付しなければならない。また、サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏まえた個別支援計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図るものである。		
	(3) 計画の変更 サービス提供責任者は、上記 (1) の個別支援計画後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該個別支援計画の変更を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 28 条第 3 項 省令第 26 条第 3 項
	<解釈通知 第三の 3 (16)> ○ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが個別支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。 なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図るものである。		
	(4) 計画原案の作成 上記 (1) 及び (2) の規定は、(3) に規定する個別支援計画の変更について準用していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 28 条第 4 項 省令第 26 条第 4 項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
27-2 支援計画 シート等の 作成 行動	行動援護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に利用者の行動特徴、日常生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等（重訪対象拡大通知1の（4）に規定する「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」）を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録していますか。 <留意事項通知 第二の2(4)②> ○ 行動援護は、次のようなサービスを行う。 ① 予防的対応 ア 行動予定が分からない等のため不安定にならないよう、あらかじめ行動の順番や目的地、道順などを説明し、理解させる。 イ 行動障害の引き金となる視覚、聴覚等の刺激を与えない工夫をするなどの環境調整を行う。 ② 制御的対応 ア 行動障害を起こした時の、本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめる。 イ 突然飛び出す等の不適切な行動、自分を傷つける行為等をおさめる。 ウ 本人の思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなどの極端な行動を引き起こす際の対応 ③ 身体介護的対応 ア 便意の認識ができない者の介助等の対応 イ 食事を摂る場合の食事介助 ウ 入浴及び衣服の着脱介助など 【支援計画シート等】 《参照》「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」 （H26.3.31 障発第0331第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） (4) 行動援護を有する者に対する支援の情報の共有について ○ 行動障害を有する者への支援は、行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のサービス事業者が役割分担を明確にしつつ、全体として連携体制を構築して支援を行う必要がある。 ○ 行動障害の専門家によるアセスメント情報（問題行動の分析や環境調整等の情報）を共有することが必要である。 ○ なお、相談支援事業者、行動援護事業者、重度訪問介護事業者等の間におけるこれらの情報の共有に資するため、標準的なアセスメントシート（参考1）支援計画シート（例）及び支援手順書（参考2）支援手順書 兼 記録用紙（例）をご活用いただきたい。	☐ いる ☐ いない	留意事項通知 第二の2(4)②

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
28 <u>同居家族に</u> <u>対するサー</u> <u>ビスの提供</u> <u>の禁止</u> 共通	従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第 29 条 省令第 27 条
29 緊急時等の 対応 共通	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 30 条 省令第 28 条
30 喀痰吸引等 共通	(1) 登録特定行為事業者の登録 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 2 及び 3、同法施行規則第 26 条の 2 及び 3 に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。 ※ 該当する場合、事業者登録の届出が必要です。	☐ 該当する ☐ 該当しない	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 2, 3 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 26 条の 2, 3 平成 23 年社援発第 1111 号厚生労働省社会・援護局長通知

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
30 喀痰吸引等 (続き)	以下、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しない場合は、このページの(2)～(10)を飛ばして、次ページに進んでください。		
	(2) 認定特定行為業務従事者 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(3) 登録特定行為事業者 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 業務開始年月日 年 月 日	☐ いる ☐ いない	
	(4) 特定行為 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 <登録している行為で該当するものに○をつけてください> (たん吸引)・口腔内 ・鼻腔内 ・気管カニューレ内 (経管栄養)・胃ろう又は腸ろう ・経鼻経管栄養	☐ いる ☐ いない	
	(5) 医師からの指示 介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(6) 実施計画書 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(7) 対象者等の同意 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員等がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(8) 結果報告 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(9) 安全委員会の開催 たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(10) 業務方法書等の整備 たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	☐ いる ☐ いない	

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
3 1 <u>支給決定障害者等に関する市町村への通知</u> 共通	支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 <解釈通知 第三の3 (18)> ○ 市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第 31 条 省令第 29 条
3 2 管理者及びサービス提供責任者の責務 共通	(1) 管理者による一元的な管理 管理者は、従業者及び業務等の管理を一元的に行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 32 条第 1 項 省令第 30 条第 1 項
	(2) 指揮命令 管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 32 条第 2 項 省令第 30 条第 2 項
	(3) サービス提供責任者の責務 サービス提供責任者は、個別支援計画の作成に係る業務のほか、事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。	☐ いる ☐ いない	条例第 32 条第 3 項 省令第 30 条第 3 項
	(4) 利用者への意思決定支援 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 32 条第 4 項 省令第 30 条第 4 項
3 3 <u>介護等の総合的な提供</u> 共通	サービスの提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはありませんか。 <解釈通知 第三の3 (21)> ① 基本方針 事業運営に当たっては、多種多様なサービスの提供を行うべき旨を明確化したもの。 居宅介護は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならない（通院介助又は通院等乗降介助を行う事業者についても、身体介護又は家事援助を総合的に提供しなければならない。）、また、事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院介助又は通院等乗降介助に限定されたりしてはならない。 ② 特定のサービスに偏ることの禁止 サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかでなければならず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。この「偏ること」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当する。	☐ いない ☐ いる	条例第 34 条 省令第 32 条

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠						
3 4 勤務体制の 確保等 共通	(1) 勤務体制の確保 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めていますか。 <解釈通知 第三の3 (22) > ○ 事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員については日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。	☐ いる ☐ いない	条例第 35 条第 1 項 省令第 33 条第 1 項						
	(2) 従業員によるサービス提供 事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。 <解釈通知 第三の3 (22) > ○ 事業所の従業員によってサービスを提供するべきことを規定したものであるが、事業所の従業員とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指すもの。	☐ いる ☐ いない	条例第 35 条第 2 項 省令第 33 条第 2 項						
	(3) 研修機会の確保 従業員及び管理者の資質向上のために、その研修の機会を確保していますか。また、毎年、研修計画を策定するとともに、研修結果を記録する等、計画的な研修の実施に努めていますか。 <研修（主な会議を含む）の回数・内容> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">前年度</th><th style="width: 15%;">本年度</th><th style="width: 70%;">研修等の主な内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">回</td><td style="text-align: center;">回</td><td></td></tr> </tbody> </table> <解釈通知 第三の3 (22) > ○ 研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。	前年度	本年度	研修等の主な内容	回	回		☐ いる ☐ いない	条例第 35 条第 3 項 省令第 33 条第 3 項
前年度	本年度	研修等の主な内容							
回	回								
	(4) ハラスメントの対策 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の3 (22) ④> ○ 事業者が講ずべき措置の具体的内容 ① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、従業員への周知・啓発 ② 相談・苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者及び相談窓口をあらかじめ定め従業員に周知） ○ 事業者が講じることが望ましい取組（顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止） ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）	☐ いる ☐ いない	条例第 35 条第 4 項 省令第 33 条第 4 項						

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
35 業務継続計画の策定 共通	(1) 業務継続計画の策定 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の3(23)①、②> ○ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施は事業者が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ○ 業務継続計画には以下の項目等を記載すること。 ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄等の確保等） ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ②災害に係る業務継続計画 ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・他施設及び地域との連携	☐ いる ☐ いない	条例第35条の2第1項 省令第33条の2第1項
	(2) 研修及び訓練 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していますか。 <解釈通知 第三の3(23)③、④> ○ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。 ○ 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ○ 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。	☐ いる ☐ いない	条例第35条の2第2項 省令第33条の2第2項
	(3) 業務継続計画の見直し 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第35条の2第3項 省令第33条の2第3項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
36 衛生管理等 共通	(1) 従業員の健康管理 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 36 条第 1 項 省令第 34 条第 1 項
	健康診断 常時使用する従業員に対し、健康診断を実施していますか。 ☐ 雇用時 ☐ 定期健康診断（実施時期： ） <労働安全衛生規則> ○ 常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。（第 43 条） ○ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。（第 44 条第 1 項）	☐ いる ☐ いない	労働安全衛生法 第 66 条第 1 項 労働安全衛生規則第 43 条、第 44 条第 1 項
	(2) 設備等の衛生管理 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 <解釈通知 第三の 3 (24)①> ○ 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したもの。 ○ 特に、事業者は、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。	☐ いる ☐ いない	条例第 36 条第 2 項 省令第 34 条第 2 項
	(3) 感染症等の発生及びまん延防止 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。		条例第 36 条第 3 項 省令第 34 条第 3 項
	一 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。 この場合において、委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。 <解釈通知 第三の 3 (24)②ア> ○ 委員会の構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	☐ いる ☐ いない	

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠															
36 衛生管理等 (続き) 共通	二 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 <解釈通知 第三の3(24)②イ> ○ 指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。 ・ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等。また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことが必要である。	☐ いる ☐ いない																
	三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。 <解釈通知 第三の3(24)②ウ> ○ 事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 ○ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練は、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	☐ いる ☐ いない																
37 掲示 共通	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 または、上記の内容を記載した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 <掲示状況についてあてはまるものにチェックをつけてください。> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="4">掲示 内容</td> <td>☐ 運営規程の概要</td> <td>☐ 従業者の勤務体制</td> </tr> <tr> <td>☐ 事故発生時の対応</td> <td>☐ 苦情処理の体制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☐ その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</td> </tr> <tr> <td>掲示 方法</td> <td colspan="2"> ☐ 掲示 ☐ ファイル等の備え付け </td> </tr> <tr> <td>掲示 場所</td> <td colspan="2"> ☐ 入り口付近 ☐ 相談室 ☐ その他（ ） </td> </tr> </table>	掲示 内容	☐ 運営規程の概要	☐ 従業者の勤務体制	☐ 事故発生時の対応	☐ 苦情処理の体制	☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況		☐ その他サービスの選択に資すると認められる重要事項		掲示 方法	☐ 掲示 ☐ ファイル等の備え付け		掲示 場所	☐ 入り口付近 ☐ 相談室 ☐ その他（ ）		☐ いる ☐ いない	条例第37条 省令第35条
掲示 内容	☐ 運営規程の概要		☐ 従業者の勤務体制															
	☐ 事故発生時の対応		☐ 苦情処理の体制															
	☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況																	
	☐ その他サービスの選択に資すると認められる重要事項																	
掲示 方法	☐ 掲示 ☐ ファイル等の備え付け																	
掲示 場所	☐ 入り口付近 ☐ 相談室 ☐ その他（ ）																	

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
38 身体拘束等の禁止 共通	(1) 身体拘束等の禁止 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第37条の2第1項 省令第35条の2第1項
	(2) 身体拘束等の記録 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第37条の2第2項 省令第35条の2第2項
	<解釈通知 第三の3(26)①> ○ なお、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等手続きを行った旨を記録しなければならないこと。		
	(3) 身体拘束等の適正化 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。		条例第37条の2第3項 省令第35条の2第3項
	一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 （委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。） <解釈通知 第三の3(26)②> ○ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努める。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 ○ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応 なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。	☐ いる ☐ いない	
	二 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 <解釈通知 第三の3(26)③> ○ 身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針	☐ いる ☐ いない	

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
38 身体拘束等の禁止 (続き) 共通	<解釈通知 第三の3(26)③>続き エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		
	三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施していますか。 <解釈通知 第三の3(26)④> ○ 身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。	☐ いる ☐ いない	
	※（２）、（３）一、二、三のいずれかの取組みが実施できていない場合、令和５年４月１日以降、事実発生日の翌月から身体拘束廃止未実施減算を適用する必要があります。詳細は「身体拘束廃止未実施減算」の項目を参照してください。		
39 秘密保持等 (個人情報提供の同意) 共通	他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 <解釈通知 第三の3(27)> ○ 従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したもの ○ この同意は、サービス提供開始時に利用者等から包括的な同意を得ておくことで足りるもの	☐ いる ☐ いない	条例第38条第3項 省令第36条第3項
40 情報の提供等 共通	(1) 情報の提供 サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第39条第1項 省令第37条第1項
	(2) 虚偽又は誇大広告 事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	☐ いない ☐ いる	条例第39条第2項 省令第37条第2項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠						
4 1 利益供与等 の禁止 共通	(1) 利益供与の禁止 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第 40 条第 1 項 省令第 38 条第 1 項						
	(2) 利益收受の禁止 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはいませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第 40 条第 2 項 省令第 38 条第 2 項						
	<解釈通知 第三の 3 (28) ③> (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反します。								
4 2 苦情解決 共通	(1) 苦情解決のための措置 提供したサービスに関する、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 <table><tr><td>苦情受付担当者</td><td></td></tr><tr><td>苦情解決責任者</td><td></td></tr><tr><td>第三者委員</td><td></td></tr></table> ☆ 苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。 <解釈通知 第三の 3 (29) ①> ○ 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずること ○ 措置の概要は、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい	苦情受付担当者		苦情解決責任者		第三者委員		☐ いる ☐ いない	条例第 41 条第 1 項 省令第 39 条第 1 項
苦情受付担当者									
苦情解決責任者									
第三者委員									
<<参照>> 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 (平成 12 年 6 月 7 日付け障第 452 号ほか、厚生省通知) 1 事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。 (苦情解決責任者) 施設長・理事長・管理者等 (苦情受付担当者) 職員のうち適当な者 2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。									

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 2 苦情解決 (続き) 共通	(2) 苦情受付の記録 苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していますか。 <解釈通知 第三の3 (29)②> ○ 苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの ○ 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの	☐ いる ☐ いない	条例第 41 条第 2 項 省令第 39 条第 2 項
	(3) 市町村が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 41 条第 3 項 省令第 39 条第 3 項
	(4) 県知事が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第 11 条第 2 項の規定により県知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに、県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 41 条第 4 項 省令第 39 条第 4 項
	(5) 県知事又は市町村長が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第 48 条第 1 項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 41 条第 5 項 省令第 39 条第 5 項
	(6) 改善内容の報告 県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、上記 (3) から (5) までの改善の内容を県知事、市町村又は市町村長に報告していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 41 条第 6 項 省令第 39 条第 6 項
	(7) 運営適正化委員会が行う調査等への協力 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 41 条第 7 項 省令第 39 条第 7 項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠						
43 事故発生時の対応 共通	(1) 事故発生時の措置 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の3 (30)> ○ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること ○ このほか、以下の点に留意すること - サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと - また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと - 事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。 《参照》「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」抜粋（平成14年3月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省） 第3 事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針 ○福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応 - コミュニケーションの重要性 - 苦情解決への取り組み - リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性 → 事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析 第4 事故が起こってしまったときの対応指針 ○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本	☐ いる ☐ いない	条例第42条第1項 省令第40条第1項						
	(2) 事故の記録 上記(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 次のうち作成しているものにチェックをしてください。 ☐ 事故報告書 ☐ ヒヤリ・ハット事例 ☐ 事故対応（危機管理）マニュアル	☐ いる ☐ いない	条例第42条第2項 省令第40条第2項						
	(3) 損害賠償 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 <解釈通知 第三の3 (30)> ○ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない ○ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと	☐ いる ☐ いない	条例第42条第3項 省令第40条第3項						
	損害賠償保険の加入 賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。 <保険の概要を記入してください> <table border="1"> <tr> <td>賠償保険名</td><td></td></tr> <tr> <td>主な補償内容</td><td></td></tr> <tr> <td>加入期間</td><td></td></tr> </table> <参考> 過去の保険適用の事例の有無 （ ☐ 有 ・ ☐ 無 ）	賠償保険名		主な補償内容		加入期間		☐ いる ☐ いない	
賠償保険名									
主な補償内容									
加入期間									

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 4 虐待の防止 共通	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		条例第 42 条の 2 省令第 40 条の 2
	一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 （委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。） ＜解釈通知 第三の 3 (31)＞ ○虐待防止委員会の役割は、以下の 3 つがある。 ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） ○虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも 1 年に 1 回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 ○虐待防止委員会の具体的対応 ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5 年間保存すること。 ○虐待防止のための指針に定める項目 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針	☐ いる ☐ いない	
	二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 ＜解釈通知 第三の 3 (31)＞ ○指針を作成した事業所においては指針に基づき虐待防止の徹底を図るものとする。 ○事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年 1 回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。	☐ いる ☐ いない	
	三 虐待の防止にかかる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 虐待防止担当者職名・氏名 _____ ＜解釈通知 第三の 3 (31)＞ 虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日）の別紙 2 「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記 2－4 の 3（3）の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。	☐ いる ☐ いない	

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 5 会計の区分 共通	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 ＜解釈通知 第三の3 (32)＞ ○ 当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと	☐ いる ☐ いない	条例第 43 条 省令第 41 条
4 6 記録の整備 共通	(1) 記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 記録の保存 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存していますか。 ＜解釈通知 第三の3 (33)＞ ○ 少なくとも次に掲げる記録については、サービス提供をした日から少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたもの。 ①サービスに関する記録 ア サービスの提供に係る記録（省令第19条） イ 個別支援計画（省令第26条） ウ 身体拘束等の記録（省令第35条の2第2項） エ 苦情の内容等に係る記録（省令第39条） オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（省令第40条第2項） ②市町村への通知に係る記録（省令第29条）	☐ いる ☐ いない	条例第 44 条第 1 項 省令第 42 条第 1 項 条例第 44 条第 2 項 省令第 42 条第 2 項
4 7 変更の届出等 共通	(1) 指定事項の変更 指定に係る事項に変更があったとき、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。 ＜届出先＞ 大津市福祉指導監査課 ＜変更に係る指定事項＞ ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者・サービス提供責任者の氏名、経歴、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 事業を再開したとき	☐ いる ☐ いない	法第 46 条
	(2) 事業の廃止又は休止 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない	

◆ 業務管理体制の整備

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																								
48 業務管理体制の整備 共通	(1) 業務管理体制の届出 事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、市（すべての事業所等が天津市に所在する事業者）、県（市、厚生労働省に届出する以外の事業者）又は厚生労働省（事業所等が2都道府県以上にある事業者）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。 届出年月日: _____ 年 ____ 月 ____ 日 法令遵守責任者職名・氏名: _____ 届出先:〔 天津市 ・ 滋賀県 ・ 厚生省 ・ その他(_____)〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所等の数</th><th>20 未満</th><th>20～99</th><th>100 以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">業務管理体制の内容</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td></tr> <tr> <td></td><td>法令遵守規程の整備</td><td>法令遵守規程の整備</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法</td></tr> <tr> <td rowspan="3">届出事項</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td></tr> <tr> <td></td><td>法令遵守規程の概要</td><td>法令遵守規程の概要</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法</td></tr> </tbody> </table> 1 法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者） - 関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等 2 法令遵守規程 - 法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル） 3 業務執行状況の監査方法 - 監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 - 監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。	事業所等の数	20 未満	20～99	100 以上	業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備			業務執行状況の監査方法	届出事項	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名		法令遵守規程の概要	法令遵守規程の概要			業務執行状況の監査方法	☐ いる ☐ いない	法第 51 条の 2
事業所等の数	20 未満	20～99	100 以上																								
業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任																								
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備																								
			業務執行状況の監査方法																								
届出事項	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名																								
		法令遵守規程の概要	法令遵守規程の概要																								
			業務執行状況の監査方法																								
	(2) 職員への周知 業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。 ※事業所数 20 未満の場合は、規程の整備は不要	☐ いる ☐ いない																									
	(3) 法令等遵守の取組 法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。 ※ 具体的な取り組みを行っている場合は、次のア～カにチェックをつけ、カについては内容を記入してください ☐ ア 報酬の請求等のチェックを実施 ☐ イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。 ☐ ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 ☐ エ 業務管理体制についての研修を実施している。 ☐ オ 法令遵守規程を整備している。 ☐ カ その他(_____)	☐ いる ☐ いない																									
	(4) 評価・改善等の取組 法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。	☐ いる ☐ いない																									

◆ 介護給付費の算定基準

《参照》

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号) (注) 令和 6 年 3 月 15 日こども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号改正現在

別表「介護給付費等単位数表」

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
49 基本事項 共通	(1) 費用の算定 指定障害福祉サービスに要する費用の額は、「別表介護給付費等単位数表」により算定する単位数に別にこども家庭庁・厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	☐ いる ☐ いない	告示一
	(2) 金額換算の際の端数処理 (1) の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	☐ いる ☐ いない	告示二
	(3) 各サービスとの算定関係 介護給付費等について、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定していませんか。 <留意事項通知 第二の 1(2)> ○ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。 ○ なお、日中活動サービスを受けていない本人在宅時の時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することはできない。	☐ いない ☐ いる	
50 居宅介護 サービス費 居宅	(1) 身体介護中心型、通院等介助（身体介護を伴わない場合）、通院等乗降介助の対象者 区分 1 以上に該当する利用者に対して、従業者がサービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第 1 の 1 注 1
	(2) 通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 (1) 区分 2 以上に該当していること。 (2) 次の(一)から(五)までに掲げる項目のいずれかについて、それぞれに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。 (一) 歩行 「全面的な支援」 (二) 移乗 「見守り等の支援」、 「部分的な支援」又は「全面的な支援」 (三) 移動 「見守り等の支援」、 「部分的な支援」又は「全面的な支援」 (四) 排尿 「部分的な支援」又は「全面的な支援」 (五) 排便 「部分的な支援」又は「全面的な支援」	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第 1 の 1 注 2

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
50 居宅介護 サービス費 (続き) 居宅	(3) 家事援助中心型の対象者 区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(家族等)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心であるサービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注3
	(4) 居宅介護サービス費の所要時間 サービスの提供を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)①> ○ 派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。 ○ 計画を作成するに当たっては、支給量が30分を単位(家事援助は最初の30分以降は15分を単位。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数を有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえること。 ○ 当初の計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに計画の見直し、変更を行うこと。 <留意事項通知 第二の2(1)③> ○ 単に1回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に複数回算定する場合にあっては、概ね<u>2時間以上の間隔を空けなければならない</u>。 ○ 別のサービス類型を使う場合は、間隔が2時間未満の場合もあり得るが、身体介護を30分、連続して家事援助を30分、さらに連続して身体介護を算定するなど、高い単価設定を複数回算定することは、趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を1回として算定する。 ○ 1人の利用者に対して複数の従事者が交代してサービスを行った場合も、1回のサービスとして合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。 ○ 「所要時間30分未満」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供するサービスにあってはこの限りではない。 ○ 所要時間とは実際にサービスを行った時間であり、準備に要した時間等は含まない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注4

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
50 居宅介護サービス費 (続き) 居宅	(5) 身体介護中心型 別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）中心型サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める者】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第548号） ○ 居宅介護等の提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・居宅介護職員初任者研修修了者 等 ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれに掲げる単位数を算定していますか。 (1) 3級訪問介護員がサービスを行った場合 100分の70 (2) 重度訪問介護従業者養成研修修了者等で、身体障害者の直接処遇に従事した経験がある者がサービスを行った場合、次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数 (一) 所要時間3時間未満の場合 → 重度訪問介護に規定する所定単位数 (二) 所要時間3時間以上の場合 → 所要時間30分を増すごとに所定単位を加算	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第1の1注5
	(6) 通院等介助（身体介護を伴う場合） 別に厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号 ※上記(5)と同じ）が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心であるサービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれに掲げる単位数を算定していますか。 (1) 3級訪問介護員等がサービスを行った場合 100分の70 (2) 重度訪問介護従業者養成研修修了者等で、身体障害者の直接処遇に従事した経験がある者がサービスを行った場合、次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数 (一) 所要時間3時間未満の場合 → 重度訪問介護に規定する所定単位数 (二) 所要時間3時間以上の場合 → 所要時間30分を増すごとに所定単位を加算	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第1の1注6
	(7) 家事援助中心型 別に厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号 ※上記(5)と同じ）が、家事援助が中心であるサービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ただし、3級訪問介護員等がサービスを行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第1の1注7

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
50 居宅介護 サービス費 (続き) 居宅	(8) 通院等介助（身体介護を伴わない場合） 別に厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号 ※上記(5)と同じ）が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心であるサービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 ただし、3級訪問介護員等がサービスを行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注8
	(9) 通院等乗降介助 別に厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第548号 ※上記(5)と同じ）が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定していますか。 ただし、3級訪問介護員等がサービスを行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注9
	(10) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する者に対して、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注9の2

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
51 重度訪問 介護 サービス費 重度	(1) 居宅又は外出時における介護の対象者 区分4以上に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者に対して、居宅又は外出時においてサービスを行った場合(居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。)時における移動中の介護を行った場合)に、所定単位数を算定していますか。 (1) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること。 (一) 二肢以上に麻痺等があること。 (二) 次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。 (a) 歩行 「見守り等の支援」、 「部分的な支援」又は「全面的な支援」 (b) 移乗 「見守り等の支援」、 「部分的な支援」又は「全面的な支援」 (c) 排尿 「部分的な支援」又は「全面的な支援」 (d) 排便 「部分的な支援」又は「全面的な支援」 (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること 【厚生労働大臣が定める者】 《参照》(平成18年厚生労働省告示第543号・4) ○ 障害支援区分認定調査の結果に基づき、調査項目中「コミュニケーション」「説明の理解」「大声・奇声を出す」などの行動関連項目(12項目)について、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ0点から2点までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること <留意事項通知 第二の2(2)④> ○ 重度訪問介護については、同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る経費)を勘案し8時間を区切りとする単価設定としている。 ○ 同一事業者が1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。 ○ この場合の1日とは、0時から24時までを指すものであり、翌日0時以降は、1時間から改めて算定する。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第2の1注1
	(2) 90日以上利用減算 上記(1)の(1)又は(2)に掲げる者であって、区分4以上に該当し、かつ、病院、診療所若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる従業者が当該病院等と連携し、病院等においてサービスを行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定していますか。 ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所している間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第2の1注2の2

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
5 1 重度訪問 介護 サービス費 (続き) 〔 <u>重度</u> 〕	(3) 重度訪問介護サービスの所要時間 サービスの提供を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いらない ☐ 該当なし	告示別表 第2の1注3
	(4) 重度訪問介護サービス費の算定 基準に定める従業者がサービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 <留意事項通知 第二の2(2)②> ○ 重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定している。 ○ このため、同一事業者が重度訪問介護サービス費に加えて、身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできない。 ○ ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあつては、この限りではない。 (入院・入所中の障害者に重度訪問介護を行った場合) ○ 病院等への入院・入所中には、療養給付や介護給付等の他法給付が行われることから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。 ○ 意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される。 ○ 当該重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを算定上の要件としており、具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように、病院等と十分に調整した上で行う必要がある。 ○ 入院又は入所中の病院等からの外出する場合の支援についても、重度訪問介護を利用できる。	☐ いる ☐ いらない ☐ 該当なし	告示別表 第2の1注4
	(5) 重度障害者等包括支援の対象となる心身の状態にある者に対して行った場合の加算 基準に定める従業者が、重度障害者等包括支援サービス費に規定する利用者の支援の度合いに相当する心身の状態にある者につき、サービスを行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に <u>加算</u> していますか。	☐ いる ☐ いらない ☐ 該当なし	告示別表 第2の1注5
	(6) 障害支援区分6に該当する者に行った場合 基準に定める従業者が、区分6（区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。）に該当する者につき、サービスを行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に <u>加算</u> していますか。	☐ いる ☐ いらない ☐ 該当なし	告示別表 第2の1注6

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
52 同行援護 サービス費 同行	(1) 対象者 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、同行援護（外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む。）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うこと。）の従業者がサービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 《参照》（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号・8） ○ 告示別表に掲げる調査項目（視力障害、視野障害、夜盲、移動障害）の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ 0 点から 2 点までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が 1 点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが 1 点以上であること <留意事項通知 第二の 2 (3) ⑦> ○ 1 日に同行援護を複数回算定する場合にあつては、概ね <u>2 時間以上の間隔</u>を空けなければならない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 3 の 1 注 1
	(2) 同行援護サービスの所要時間 サービスの提供を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 3 の 1 注 2
	(3) 基礎研修課程修了者等により行われる場合 別に厚生労働大臣が定める者が、サービスを行った場合に所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める者】 《参照》（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号・9） （留意事項通知 第二の 2 (3) ③） ○ 次のいずれかに該当する者 イ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ロ 居宅介護従業者の要件を満たす者であつて、視覚障害児者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に <u>1 年以上</u> 従事した経験を有するもの ハ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者 ただし、別に厚生労働大臣が定める者がサービスを行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める者】 《参照》（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号・10） ○ 次のいずれかに該当する者 イ 令和 3 年 3 月 31 日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者 ロ 基礎研修課程修了者等であつて、視覚障害児者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に <u>1 年以上</u> 従事した経験を有するもの	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 3 の 1 注 3

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
52 同行援護 サービス費 (続き) 同行	(4) 盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合に、別に厚生労働大臣が定める者が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対して、サービスを行った場合に、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 【厚生労働大臣が定める者】 《参照》(平成18年厚生労働省告示第548号・10の2) (留意事項通知 第二の2(3)④) ○ 同行援護従事者の資格要件に該当する者であって、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者等 【厚生労働大臣が定める基準】 《参照》(平成18年厚生労働省告示第543号・8の2) ○ 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)又は一側耳の聴覚レベルが90デシベル以上及び他側耳の聴覚レベルが50デシベル以上であること ※身体障害者障害程度等級表6級に相当する者(盲ろう者)	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第3の1注4
	(5) 障害支援区分3に該当する場合 区分3(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当する利用者につき、サービスを行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第3の1注4の2
	(6) 障害支援区分4以上に該当する場合 区分4以上(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当する利用者につき、サービスを行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第3の1注4の3
53 行動援護 サービス費 行動	(1) 対象者 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)にある利用者に対して、行動援護(当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等をいう。)に係るサービスの事業を行う者(行動援護事業者)が当該事業を行う事業所に置かれる従業者(行動援護従業者)が行動援護に係るサービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 (1) 区分3以上に該当していること。 (2) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。 【厚生労働大臣が定める者】 《参照》(平成18年厚生労働省告示第543号・12) ○ 障害支援区分認定調査の結果に基づき、調査項目中「コミュニケーション」「説明の理解」「大声・奇声を出す」などの行動関連項目(12項目)について、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ0点から2点までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第4の1注1

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
53 行動援護 サービス費 (続き) 行動	(2) 行動援護サービスの所要時間 サービスの提供を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画及び支援計画シート等に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第4の1注2
	(3) 支援計画シート等未作成減算 サービスの提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 <留意事項通知 第二の2(4)⑤> ○ 支援計画シート未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしている。 ○ 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。 ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。 イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第4の1注2の2
	(4) 行動援護サービス費の算定 別に厚生労働大臣が定める者が、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定めるもの】 《参照》(平成18年厚生労働省告示第548号・11) (留意事項通知 第二の2(4)④) ○ 行動援護従業者養成研修課程修了者 又は 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者 であって、 ○ 知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 1年以上の従事経験を有する者 ただし、令和3年3月31日において居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、<u>令和9年3月31日までの間は</u>、資格要件に適合するものとみなす。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第4の1注3
	(5) 算定の回数 サービス費は、1日1回のみで算定となっていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第4の1注5

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
54 2人の従業者により行った場合 共通	共通 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対してサービスを行った場合に、それぞれの従業者が行うサービスにつき、所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める要件】 《参照》（平成18年厚生労働省告示第546号・1） ○ 2人の従業者によりサービスを行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のイからハまでのいずれかに該当する場合 イ 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障害者等の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注10 第3の1注5 第4の1注4
	重度 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行うサービスにつき、所要時間120時間に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める要件】 《参照》（平成18年厚生労働省告示第546号・2） ○ 2人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ており、かつ事業所に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合であって、次のイ及びロのいずれかに該当する場合 イ 事業所が新規に採用した従業者が、区分6の利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合 ロ 事業所に勤務する従業者が、初めて介護給付費等単位数表の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある利用者の支援に従事する場合であって、当該利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第2の1注7
55 夜間早朝・深夜加算 居宅 重度 同行	夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時）にサービスを行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 深夜（午後10時から午前6時まで）にサービスを行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)⑬> ○ 早朝、夜間、深夜の取扱いは、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の基準により算定されるもの。 ○ 基準額の最小単位（最初の30分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること）。 ○ 基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること）。 ○ なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注11 第2の1注8 第3の1注6

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																									
56 特定事業所 加算 【経過措置】 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。(令和9年3月31日まで)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、サービスを行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注12 第2の1注9 第3の1注7 第4の1注6																									
※	【経過措置】																											
令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。(令和9年3月31日まで)	【厚生労働大臣が定める基準】《参照》(平成18年厚生労働省告示第543号・1) <留意事項通知 第二の2(1)⑭> ☐ 特定事業所加算(Ⅰ) 下記1ア～8アと9の全てを満たす。 ☐ 特定事業所加算(Ⅱ) 下記1ア～6の全てを満たし、7又は8を満たす。 ☐ 特定事業所加算(Ⅲ) 下記1ア～6の全てを満たし、9を満たす。 ☐ 特定事業所加算(Ⅳ) 下記1イ～6の全てを満たし、8のイ及び10を満たす。 1 ☐ 全ての従業者に対し、従業者ごと研修計画を作成し、研修を実施していること ※(新規申請時) 個別研修計画を添付 従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、 ア ☐ 個別の居宅介護従業者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 ☐ 登録ヘルパーを含め全従業者について、個別に研修計画が作成されている。 (職責、経験年数、勤続年数、所有資格、本人の意向等に応じグループ分けして作成していても可) ・(前年度から継続して当該加算を算定している場合) 各年度が始まる前に作成していること。 ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期、研修回数が定められた計画であること。 ☐ 作成した個別研修計画に基づき研修を実施している又は年度内に実施する予定である。 ☐ 管理者が、全従業者の研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善策を講じている。 イ ☐ 個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 ☐ サービス提供責任者について、個別に研修計画が作成されている。 ・(前年度から継続して当該加算を算定している場合) 各年度が始まる前に作成していること ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期、研修回数が定められた計画であること。 ☐ 管理者が、全従業者の研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善策を講じている。 2 ☐ 居宅介護従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催している。 ☐ サービス提供責任者が主宰 ☐ 概ね1月に1回以上開催している ☐ 登録ヘルパーも含めてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加している。 (全員が一室に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に開催することも可) ☐ 開催記録(開催年月日、参加者、会議の内容等を記載したもの)が保管されている 3 ☐ サービス提供責任者と居宅介護従業者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 ☐ 利用者に関する情報やサービス提供に当たった留意事項については少なくとも次の事項についてその変化の動向を含め記載すること(※を除く事項は変更があった場合に記載することで足りる) ・利用者のADLや意欲、 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況※、 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 ☐ 文書等の確実な方法(直接面接しながら手交、FAX、メール等)により伝達してからサービス提供を実施 ※利用者の状態変化が生じたときだけでなく、サービス提供に入る前に毎回伝達されていること。 ☐ サービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は文書にて記録を保存している 4 ☐ 居宅介護従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。 ※(新規申請時) 健康診断実施がわかる書類を添付 ☐ 労働安全衛生法により定期的に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施又は当該年度中に実施することが計画されている。 ☐ 従業者が事業所指定外での健康診断を受診している場合は、受診結果を証明する書面(労働安全衛生法による受診項目を満たしていることが確認できるもの)を提出させている。(新規) 5 ☐ 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 ※(新規申請時) 緊急時の対応方法がわかる書類を添付 ☐ 事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っている。(交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記していることでも可。) 6 ☐ 新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施している。 ☐ サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者)が、新規に採用した従業者に対し、同行による研修・指導を行っている。 ☐ 同行による研修を実施した場合、提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録している。 7 【従業者要件】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>常勤換算職員数</th><th>サービス提供時間(合計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 居宅介護従業者の総数</td><td>人</td><td>時間</td></tr> <tr> <td>(2) (1)のうち介護福祉士の総数</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) (1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 前年度又は前3月間の平均におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供の総時間数</td><td></td><td>時間</td></tr> </tbody> </table> ☐ (1)に占める(2)の割合が30%以上 ☐ (1)に占める(3)の割合が50%以上 ☐ (1)に占める(4)の割合が40%以上 8 【サービス提供責任者要件】 ア ☐ 全てのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは居宅介護従事者養成研修1級課程修了者。 イ ☐ 1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所は、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。 ウ ☐ 2人以下のサービス提供責任者を配置することとされている事業所は、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、指定基準省令を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月間延べサービス提供時間</th><th>時間</th><th>サービス提供責任者</th><th>常勤</th><th>職員数</th><th>常勤換算数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護従業者の数</td><td>人</td><td></td><td>非常勤</td><td>人</td><td>人</td></tr> </tbody> </table>		常勤換算職員数	サービス提供時間(合計)	(1) 居宅介護従業者の総数	人	時間	(2) (1)のうち介護福祉士の総数	人		(3) (1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数	人		(4) 前年度又は前3月間の平均におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供の総時間数		時間	月間延べサービス提供時間	時間	サービス提供責任者	常勤	職員数	常勤換算数	居宅介護従業者の数	人		非常勤	人	人
	常勤換算職員数	サービス提供時間(合計)																										
(1) 居宅介護従業者の総数	人	時間																										
(2) (1)のうち介護福祉士の総数	人																											
(3) (1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数	人																											
(4) 前年度又は前3月間の平均におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供の総時間数		時間																										
月間延べサービス提供時間	時間	サービス提供責任者	常勤	職員数	常勤換算数																							
居宅介護従業者の数	人		非常勤	人	人																							

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																				
5 6 特定事業所 加算 (続き) 【重度】	9□【重度障害者対応要件】前年度又は前3月の期間における利用者の総数のうち、障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者、重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上 10□【中重度障害者対応要件】前年度又は前3月の期間における利用者の総数のうち、障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者、重症心身障害児及び医療的ケア児が占める割合が50%以上 ※□前3月の実績により計算する場合、直近の職員又は利用者の割合について毎月継続的に所定の割合を満たしているか確認している																						
	【厚生労働大臣が定める基準】《参照》（平成18年厚生労働省告示第543号・1） <留意事項通知 第二の2(2)⑧> □ 1 特定事業所加算(Ⅰ) 下記1～10の全てを満たす。 □ 2 特定事業所加算(Ⅱ) 下記1～7の全てを満たし、8又は9を満たす。 □ 3 特定事業所加算(Ⅲ) 下記1～7の全てを満たし、10を満たす。																						
	1 □個別の重度訪問介護従事者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修計画を実施している又は実施することが予定されている。 ※（新規申請時）個別研修計画を添付 □ 全従業者について、個別に研修計画が作成されている。（登録ヘルパーを含め従業者全員分を作成すること。） （職責、経験年数、勤続年数、所有資格、本人の意向等に応じグループ分けして作成していても可） ・各年度が始まる前に作成していること。（前年度から継続して当該加算を算定している場合） ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期、研修回数が定められた計画であること。 □ 作成した個別研修計画に基づき研修を実施している □ 管理者が、全従業者の研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善策を講じている。 2 □重度訪問介護従事者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催している。又は、サービス提供責任者が重度訪問介護従事者に対して、個別に技術指導等を目的とした研修を必要に応じて行っている。 □ サービス提供責任者が主宰 □ 概ね1月に1回以上開催している （□年間を通じて時間帯を問わずサービス提供を行っている事業所においては、個別に技術指導等を目的とした研修を必要に応じて行っていれば、必ずしも毎月の開催ではなく、必要が生じた場合に開催することでも可） □ 登録ヘルパーも含めてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加している。 （全員が一室に集って開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に開催することでも可） □ 開催記録（開催年月日、参加者、会議の内容等を記載したもの）が保管されている 3 □サービス提供責任者が重度訪問介護従事者に対して、毎月定期的に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達している。（変更があった場合を含む。） □ サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従事者に対し、当該サービス提供月の前月末に、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項等を、文書等の確実な方法（直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可）により伝達していること。 □ 上述の伝達事項には、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載されている。 ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特長の要望 ・家族を含む環境 ・前月（又は留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 4 □重度訪問介護従事者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。 ※（新規申請時）健康診断実施がわかる書類添付 □ 労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施又は当該年度中に実施することが計画されている。 □ 従業者が事業所指定外での健康診断を受診している場合は、受診結果を証明する書面（労働安全衛生法による受診項目を満たしていることが確認できるもの）を提出させている。 5 □緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 ※（新規申請時）緊急時の対応方法がわかる書類を添付 □ 事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っている。（交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記していることでも可。） 6 □新規に採用したすべての重度訪問介護従事者に対し、熟練した重度訪問介護従事者の同行による研修を実施している。 □ サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者）が、新規に採用した従業者に対し、同行による研修・指導を行っている。 □ 同行による研修を実施した場合、提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録している。 7 □重度訪問介護従事者の常時派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供している。 □ 前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されている。 □ 指定障害福祉サービス基準第31条第3号に規定する営業日及び営業時間において、土日・祝日・お盆・年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずに従業者の派遣が可能となっている。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【従業者要件】</th><th>常勤換算職員数</th><th>サービス提供時間(合計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>重度訪問介護従業者の総数</td><td>人</td><td>時間</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>(1)のうち介護福祉士の総数</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>(1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>(4)</td><td>前年度又は前3月間の平均におけるサービス提供時間のうち、常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供の総時間数</td><td></td><td>時間</td></tr> </tbody> </table> ☐ (1)に占める(2)の割合が30%以上 ☐ (1)に占める(3)の割合が50%以上 ☐ (1)に占める(4)の割合が40%以上	【従業者要件】		常勤換算職員数	サービス提供時間(合計)	(1)	重度訪問介護従業者の総数	人	時間	(2)	(1)のうち介護福祉士の総数	人		(3)	(1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数	人		(4)	前年度又は前3月間の平均におけるサービス提供時間のうち、常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供の総時間数		時間		
【従業者要件】		常勤換算職員数	サービス提供時間(合計)																				
(1)	重度訪問介護従業者の総数	人	時間																				
(2)	(1)のうち介護福祉士の総数	人																					
(3)	(1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数	人																					
(4)	前年度又は前3月間の平均におけるサービス提供時間のうち、常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供の総時間数		時間																				
	9【サービス提供責任者要件】 ア□全てのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者又は6,000時間以上の重度訪問介護の実務経験を有する者。 イ□1人を超えるサービス提供責任者の配置義務がある事業所については、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>月間延べサービス提供時間</th><th>時間</th><th colspan="2">職員数</th><th>常勤換算数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重度訪問介護従業者の数</td><td rowspan="3">人</td><td>サービス提供責任者</td><td>総数</td><td>人</td></tr> <tr> <td></td><td>常勤</td><td>人</td></tr> <tr> <td></td><td>非常勤</td><td>人</td></tr> </tbody> </table>	月間延べサービス提供時間	時間	職員数		常勤換算数	重度訪問介護従業者の数	人	サービス提供責任者	総数	人		常勤	人		非常勤	人						
月間延べサービス提供時間	時間	職員数		常勤換算数																			
重度訪問介護従業者の数	人	サービス提供責任者	総数	人																			
			常勤	人																			
			非常勤	人																			
	10 □【重度障害者対応要件】前年度又は前3月の期間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上 ※□前3月の実績により計算する場合、直近の職員又は利用者の割合について毎月継続的に所定の割合を満たしているか確認している																						

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																												
56 特定事業所 加算 (続き)	同行 【厚生労働大臣が定める基準】《参照》(平成18年厚生労働省告示第543号・1) <留意事項通知 第二の2(3)⑨> ☐ 特定事業所加算(Ⅰ) 下記1ア～8アと9の全てを満たす。 ☐ 特定事業所加算(Ⅱ) 下記1ア～6の全てを満たし、7又は8のアを満たす。 ☐ 特定事業所加算(Ⅲ) 下記1ア～6の全てを満たし、9を満たす。 ☐ 特定事業所加算(Ⅳ) 下記1イ～6の全てを満たし、8のイ及び10を満たす。																														
同行	1 ☐ 全ての従業者に対し、従業者ごと研修計画を作成し、研修を実施していること ※(新規申請時)個別研修計画を添付 従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、 ア個別の同行援護従事者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されて いる。 ☐ 登録ヘルパーを含め全従業者について、個別に研修計画が作成されている。 (職責、経験年数、勤続年数、所有資格、本人の意向等に応じグループ分けして作成していても可) ・各年度が始まる前に作成していること。(前年度から継続して当該加算を算定している場合) ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期、研修回数が定められた計画であること。 ☐ 作成した個別研修計画に基づき研修を実施している又は年度内に実施する予定である。 ☐ 管理者が、全従業者の研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善策を講じている。 イ個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定さ れている ☐ サービス提供責任者について、個別に研修計画が作成されている。 ・各年度が始まる前に作成していること(前年度から継続して当該加算を算定している場合) ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期、研修回数が定められた計画であること。 ☐ 作成した個別研修計画に基づき研修を実施している又は年度内に実施する予定である。 ☐ 管理者が、全従業者の研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善策を講じている。 2 ☐ 同行援護従事者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催している。 ☐ サービス提供責任者が主宰 ☐ 概ね1月に1回以上開催している ☐ 登録ヘルパーも含めてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加している。 (全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に開催することも可) ☐ 開催記録(開催年月日、参加者、会議の内容等を記載したもの)が保管されている 3 ☐ サービス提供責任者と同行援護従事者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 ☐ 利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項については少なくとも次の事項についてその変化の動向を含 め記載すること(※を除事項は変更があった場合に記載することで足りる) ・利用者のADLや意欲、 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況※、 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 ☐ 文書等の確実な方法(直接面接しながら手交、FAX、メール等)により伝達してからサービス提供を実施 ※利用者の状態変化が生じたときだけでなく、サービス提供に入る前に毎回伝達されていること。 ☐ サービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は文書にて記録を保存している 4 ☐ 同行援護従事者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。※(新規申請時)健康診断実施がわかる書類を添付 ☐ 労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なく とも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施又は当該年度中に実施することが計画されている。 ☐ 従業者が事業所指定外での健康診断を受診している場合は、受診結果を証明する書面(労働安全衛生法による受診項目を 満たしていることが確認できるもの)を提出させている。 5 ☐ 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 ※(新規申請時)緊急時の対応方法がわかる書類を添付 ☐ 事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っ ている。(交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記していることも可。) 6 ☐ 新規に採用した全ての同行援護介護従事者に対し、熟練した同行援護従事者の同行による研修を実施している。 ☐ サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を 提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者)が、新規に採用した 従業者に対し、同行による研修・指導を行っている。 ☐ 同行による研修を実施した場合、提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録している。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">7【従業者要件】</th><th>常勤換算職員数</th><th>サービス提供時間(合計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>同行援護従業者の総数</td><td>人</td><td>時間</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>(1)のうち介護福祉士の総数</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>(1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修 課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数</td><td>人</td><td></td></tr> <tr> <td>(4)</td><td>前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常 勤の同行援護従業者によるサービス提供の総時間数</td><td></td><td>時間</td></tr> <tr> <td>(5)</td><td>(1)のうち同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーショ ンセンター学院視覚障害学科修了者等の総数</td><td>人</td><td>時間</td></tr> <tr> <td>(6)</td><td>(1)のうち盲ろう者向け通訳・介助員で、同行介護従業者の要件 を満たしている者の総数</td><td>人</td><td>時間</td></tr> </tbody> </table> ☐ (1)に占める(2)の割合 が30%以上 ☐ (1)に占める(3)の割合 が50%以上 ☐ (1)に占める(4)の割合 が40%以上 ☐ (1)に占める(5)の割合 が30%以上 ☐ (1)に占める(6)の割合 が20%以上 8【サービス提供責任者要件】 ア全てのサービス提供責任者が3年以上の介護等の業務経験を有する介護福祉士、国立リハビリテーションセンター学院視 覚障害学科修了者等又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは居宅介護 従事者養成研修1級課程修了者。 イ1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所は、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置して いること。 ウ2人以下のサービス提供責任者を配置することとされている事業所は、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、	7【従業者要件】		常勤換算職員数	サービス提供時間(合計)	(1)	同行援護従業者の総数	人	時間	(2)	(1)のうち介護福祉士の総数	人		(3)	(1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修 課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数	人		(4)	前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常 勤の同行援護従業者によるサービス提供の総時間数		時間	(5)	(1)のうち同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーショ ンセンター学院視覚障害学科修了者等の総数	人	時間	(6)	(1)のうち盲ろう者向け通訳・介助員で、同行介護従業者の要件 を満たしている者の総数	人	時間		
7【従業者要件】		常勤換算職員数	サービス提供時間(合計)																												
(1)	同行援護従業者の総数	人	時間																												
(2)	(1)のうち介護福祉士の総数	人																													
(3)	(1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修 課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数	人																													
(4)	前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常 勤の同行援護従業者によるサービス提供の総時間数		時間																												
(5)	(1)のうち同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーショ ンセンター学院視覚障害学科修了者等の総数	人	時間																												
(6)	(1)のうち盲ろう者向け通訳・介助員で、同行介護従業者の要件 を満たしている者の総数	人	時間																												

指定基準省令を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。				職員数	常勤換算数
月間延べサービス提供時間	時間	サービス提供責任者	常勤	人	
同行援護従業者の数	人		非常勤	人	人
9□【重度障害者対応要件】前年度又は前3月の期間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喫煙吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上					
10□【重度障害者対応要件】前年度又は前3月の期間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喫煙吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上					
※□前3月の実績により計算する場合、直近の職員又は利用者の割合について毎月継続的に所定の割合を満たしているか確認している					

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																	
5 6 特定事業所 加算 (続き) 行動 ※ 【経過措置】 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。(令和9年3月31日まで)	【厚生労働大臣が定める基準】《参照》(平成18年厚生労働省告示第543号・1) ＜留意事項通知 第二の2(4)⑦＞ □ 特定事業所加算(Ⅰ) 下記1ア～9アと10の全てを満たす。 □ 特定事業所加算(Ⅱ) 下記1ア～6の全てを満たし、8又は9のアを満たす。 □ 特定事業所加算(Ⅲ) 下記1ア～6の全てを満たし、10を満たす。 □ 特定事業所加算(Ⅳ) 下記1イ～6の全てを満たし、9のイ及び11を満たす。 1 □全ての従業者に対し、従業者ごと研修計画を作成し、研修を実施していること ※(新規申請時) 個別研修計画を添付 従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、 ア□個別の行動援護従事者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 □登録ヘルパーを含め全従業者について、個別に研修計画が作成されている。 (職責、経験年数、勤続年数、所有資格、本人の意向等に応じグループ分けして作成していても可) ・各年度が始まる前に作成していること。(前年度から継続して当該加算を算定している場合) ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期、研修回数が定められた計画であること。 □作成した個別研修計画に基づき研修を実施している又は年度内に実施する予定である。 □管理者が、全従業者の研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善策を講じている。 イ□個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 □サービス提供責任者について、個別に研修計画が作成されている。 ・各年度が始まる前に作成していること(前年度から継続して当該加算を算定している場合) ・個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期、研修回数が定められた計画であること。 □作成した個別研修計画に基づき研修を実施している又は年度内に実施する予定である。 □管理者が、全従業者の研修目標の達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善策を講じている。 2 □行動援護従事者の技術指導等を目的とした会議を定期的に開催している。 □サービス提供責任者が主宰 □概ね1月に1回以上開催している □登録ヘルパーも含めてサービス提供に当たる従業者のすべてが参加している。 (全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に開催することも可) □開催記録(開催年月日、参加者、会議の内容等を記載したもの)が保管されている 3 □サービス提供責任者と行動援護従事者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 □利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項については少なくとも次の事項についてその変化の動向を含め記載すること(※を除事項は変更があった場合に記載することで足りる) ・利用者のADLや意欲、 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望、 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況※、 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 □文書等の確実な方法(直接面接しながら手交、FAX、メール等)により伝達してからサービス提供を実施 ※利用者の状態変化が生じたときだけでなく、サービス提供に入る前に毎回伝達されていること。 □サービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は文書にて記録を保存している 4 □サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等の関係機関と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。 □直接、関係機関への聞き取りが難しい場合、家族や相談支援専門員等を通じて必要な情報の定期用を受けている。 □支援に必要な利用者の情報の提供を受けた場合、相手や日時、その内容の要旨及び行動援護計画等に反映させるべき内容を記録している。 □医療機関や教育機関等の関係機関と連携した支援を行うために、関係機関との日常的な連絡調整に努めている。 □利用者の状態や支援方法等を記録した文書を関係機関に提供する場合には、当該利用者又は家族の同意を得ている。 5 □行動援護従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。※(新規申請時)健康診断実施がわかる書類を添付 □労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施又は当該年度中に実施することが計画されている。 □従業者が事業所指定外での健康診断を受診している場合は、受診結果を証明する書面(労働安全衛生法による受診項目を満たしていることが確認できるもの)を提出させている。 6 □緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 ※(新規申請時)緊急時の対応方法がわかる書類を添付 □事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っている。(交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記していることでも可。) 7 □新規に採用した全ての行動援護介護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施している。 □サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者)が、新規に採用した従業者に対し、同行による研修・指導を行っている。 □同行による研修を実施した場合、提供記録の備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録している。 8【従業者要件】<table><tr><th></th><th>常勤換算職員数</th><th>サービス提供時間(合計)</th></tr><tr><td>(1) 行動援護従業者の総数</td><td>人</td><td>時間</td></tr><tr><td>(2) (1)のうち介護福祉士の総数</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>(3) (1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>(4) 前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常勤の行動援護従業者によるサービス提供の総時間数</td><td></td><td>時間</td></tr><tr><td>(5) サービス提供責任者のうち中核的人材養成研修を修了した者</td><td>人</td><td></td></tr></table> 9【サービス提供責任者要件】 ア□全てのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは居宅介護従事者養成研修1級課程修了者。 イ□1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所は、常勤のサービス提供責任者の2名以上の配置していること。 ウ□2人以下のサービス提供責任者を配置することとされている事業所は、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、		常勤換算職員数	サービス提供時間(合計)	(1) 行動援護従業者の総数	人	時間	(2) (1)のうち介護福祉士の総数	人		(3) (1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数	人		(4) 前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常勤の行動援護従業者によるサービス提供の総時間数		時間	(5) サービス提供責任者のうち中核的人材養成研修を修了した者	人		□ (1)に占める(2)の割合が30%以上 □ (1)に占める(3)の割合が50%以上 □ (1)に占める(4)の割合が40%以上 □ 1人以上
	常勤換算職員数	サービス提供時間(合計)																		
(1) 行動援護従業者の総数	人	時間																		
(2) (1)のうち介護福祉士の総数	人																			
(3) (1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従事者養成研修1級課程修了者の総数	人																			
(4) 前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常勤の行動援護従業者によるサービス提供の総時間数		時間																		
(5) サービス提供責任者のうち中核的人材養成研修を修了した者	人																			

指定基準省令を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。				職員数	常勤換算数
月間延べサービス提供時間	時間	サービス提供責任者	常勤	人	
行動援護従業者の数	人		非常勤	人	人

10□【重度障害者対応要件】前年度又は前3月の期間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者が占める割合が30%以上
 11□【重度障害者対応要件】前年度又は前3月の期間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上
 ※□前3月の実績により計算する場合、直近の職員又は利用者の割合について毎月継続的に所定の割合を満たしているか確認している

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
56 特定事業所 加算 (続き) 共通	☐ 特定事業所加算（Ⅰ）：（☐ 居宅、☐ 重訪、☐ 同行、☐ 行動） 所定単位数の100分の20に相当する単位数 ☐ 特定事業所加算（Ⅱ）：（☐ 居宅、☐ 重訪、☐ 同行、☐ 行動） 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ☐ 特定事業所加算（Ⅲ）：（☐ 居宅、☐ 重訪、☐ 同行、☐ 行動） 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ☐ 特定事業所加算（Ⅳ）：（☐ 居宅、☐ 同行、☐ 行動） 所定単位数の100分の5に相当する単位数		
57 特別地域 加算 共通	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、事業所の従業者がサービスの提供を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に<u>加算</u>していますか。 【厚生労働大臣が定める地域】 《参照》（平成21年厚生労働省告示第176号） ①特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域 木戸学区、小松学区 ＜留意事項通知 第二の2(1)⑮＞ ○ 加算を算定する利用者に対して、運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、指定基準で規定する交通費の支払を受けることはできないこととする。 →「22 利用者負担額等の受領(3)」参照	☐ いる ☐ いらない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注13 第2の1注10 第3の1注8 第4の1注7

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
58 緊急時 対応加算 共通	(1) 利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう）が個別支援計画の変更を行い、事業所の従事者が当該利用者の個別支援計画において計画的に訪問することになっていないサービスを緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)⑯> ○ 「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護（身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいう。 ○ 当該加算は、1回の要請につき1回を限度として算定できるものとする。 ○ 当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、所要時間が20分未満であっても、30分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が2時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はない）。 ○ 緊急時対応加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注14 第2の1注11 第3の1注9 第4の1注8
	(2)(1)の加算が算定されている事業所が、地域生活支援拠点等として位置づけられていることを市長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数を加算していますか。	☐ いない ☐ いる ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注15 第2の1注12

◆ 介護給付費の算定基準

59 情報公表未 報告減算 【共通】	法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐いない ☐いる ☐該当なし	告示別表 第1の1注16 第2の1注13 第3の1注11 第4の1注10
<留意事項通知 第二の1(12)> ○ 所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ○ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の5となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の5に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。 ○ 当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。			
60 業務継続 計画未策定 減算 【共通】	指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐いない ☐いる ☐該当なし	告示別表 第1の1注17 第2の1注14 第3の1注12 第4の1注11
<留意事項通知 第二の1(13)> ○ 所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ○ 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計額に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。 ○ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。			

◆ 介護給付費の算定基準

6 1 身体拘束廃止未実施減算 【共通】	指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ＜留意事項通知 第二の 1 (14)＞ ○ 複数の減算事由に該当する場合であっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する 100 分の 1 に相当する単位数を減算する点に留意すること。 ○ 次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 （一）身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。 （二）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、1 年に 1 回以上開催していない場合。 （三）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 （四）身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を 1 年に 1 回以上実施していない場合。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 1 の 1 注 18 第 2 の 1 注 15 第 3 の 1 注 13 第 4 の 1 注 12
6 2 虐待防止措置未実施減算 【共通】	指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ※次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の 1 % を減算する。 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	☐ いない ☐ いる ☐ 該当なし	告示別表 第 1 の 1 注 19 第 2 の 1 注 16 第 3 の 1 注 14 第 4 の 1 注 13
＜留意事項通知 第二の 1 (15)＞ ○ 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して 100 分の 1 となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあつては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する 100 分の 1 に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。 ○ 当該減算については、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であつて、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 （一）指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1 年に 1 回以上開催していない場合とする。なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。 （二）虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を 1 年に 1 回以上実施していない場合とする。 （三）虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合			

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 3 他のサービスを受けている場合 [共通]	利用者が居宅介護等以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助利用者のうち一部例外※を除く。）、又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、居宅介護等のサービス費を算定していませんか。 ※ 共同生活援助利用者のうち、区分4以上に該当するものが、共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合を除く。（令和9年3月31日までの間）	☐ いない ☐ いる	告示別表 第1の1注20 第2の1注17 第3の1注12 第4の1注11
6 4 移動介護加算 [重度]	（1）移動介護の所要時間 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(2)①> ○ 移動介護を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等の追加的業務が加わることを踏まえ、一定の加算を行う。 ○ これらの業務については、外出に係る移動時間等が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としているものである。 ○ このため、1日に、移動介護が4時間以上実施されるような場合にあっては、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。 ○ 同一の事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第2の2注1
	（2）2人の重度訪問介護従業者により行った場合 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める要件】 《参照》（平成18年厚生労働省告示第546号・1） ○ 2人の従業者によりサービスを行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のイからハまでのいずれかに該当する場合 イ 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障害者等の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合 ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行うサービスにつき、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める要件】 《参照》（平成18年厚生労働省告示第546号・2） ○ 2人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ており、かつ事業所に勤務する熟練した重度訪問介護従業者の同行が必要であると認められる場合であって、次のイ及びロのいずれかに該当する場合 イ 事業所が新規に採用した従業者が、区分6の利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合 ロ 事業所に勤務する従業者が、初めて介護給付費等単位数表の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある利用者の支援に従事する場合であって、当該利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第2の2注2

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 5 移動介護 緊急時 支援加算 <u>重度</u>	従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(2)⑫> ○「その他必要な支援」とは、常時介護を要するものの障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第2の2の2
6 6 初回加算 <u>共通</u>	事業所において、新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合、又はその他の従業者が初回又は初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)⑰> ○ 本加算は、過去2月に、当該事業所からサービスの提供を受けていない場合に算定されるもの。 ○ サービス提供責任者が、サービスに同行した場合については、<u>同行訪問した旨を記録するものとする</u>。この場合において、当該サービス提供責任者は、サービスの提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の2 第2の3 第3の2 第4の2
6 7 利用者負担 上限額管理 加算 <u>共通</u>	指定基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)⑱> ○ 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 ○ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の3 第2の4 第3の3 第4の3

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
68 喀痰吸引等 支援体制 加算 共通	喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ ただし、特定事業所加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定できない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の4 第2の5 第3の4 第4の4
69 福祉専門 職員等連携 加算 居宅	利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所、障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者（社会福祉士等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護等計画に基づくサービスを行ったときは、初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)⑬> ○ サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等を勘案した上で従業者が提供するサービスの内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。 ○ 本加算は、社会福祉士等が事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限3回まで、計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の4の2
70 行動障害 支援連携 加算 重度	利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づくサービスを行ったときは、初回のサービスが行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(2)⑮> ○ 本加算については、「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」を作成した者における事業所のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と事業所のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 ○ なお、同一事業者であっても、作成者と事業所のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第2の5の2

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
7 1 入院時支援 連携加算 重度	医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該指定重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(2)⑯> ○ 入院時支援加算については、病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院することが決まった後、当該利用者が入院する前までに、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合（以下「入院前の事前調整」という。）に、重度訪問介護事業所の業務に対し評価を行うものであること。 ○ 重度訪問介護事業所において、事前に、当該利用者の障害等の状況、入院中の支援における留意点、特別なコミュニケーション支援の必要性及びその理由、重度訪問介護従業者による支援内容等を記載した入院時情報提供書を作成し、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問した際、この入院時情報提供書により入院前の事前調整を行うこと。なお、この入院時情報提供書については、当該利用者の支援に関わる計画相談支援事業所や複数の重度訪問介護事業所が共同して作成することや、これらの事業所の一つが代表して作成することも可能であること。また、この入院時情報提供書については、当該利用者及び家族の同意の上、病院又は診療所に提供すること。 ○ 入院前の事前調整においては、当該利用者の障害の状態や介助方法（体位変換、食事、排泄等）、障害特性を踏まえた病室等の環境調整（ベッド等の配置など）、入院中の生活や退院後の生活の希望などを情報提供するとともに、重度訪問介護従業者による支援に関する具体的な内容及び当該支援の留意点を確認すること。 ○ 当該利用者が入院前から複数の重度訪問介護事業者の従業者から支援を受けており、入院中も引き続き、複数の重度訪問介護事業者の従業者が当該利用者に重度訪問介護を提供する場合で、かつ、利用者の支援にあたる複数の重度訪問介護事業所の職員が入院前の事前調整に参加した場合は、この入院前の事前調整に参加した重度訪問介護事業所ごとに、当該加算が算定されること。 ○ 入院前の事前調整には、できる限り、当該利用者やその家族も同席できるように配慮すること。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第2の5の3

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
72 行動障害 支援指導 連携加算 行動	支援計画シート等を作成した者が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同で行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月につき1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(4)⑬> ○ 本加算については、重度訪問介護事業所のサービス提供責任者が支援計画シート等の作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者とサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 ○ なお、同一事業者であっても、作成者と事業所のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。 【支援計画シート等】 《参照》「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(H26.3.31 障発第0331 第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) (4) 行動障害を有する者に対する支援の情報の共有について ○ 行動障害を有する者への支援は、行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のサービス事業者が役割分担を明確にしつつ、全体として連携体制を構築して支援を行う必要がある。 ○ 相談支援事業者、行動援護事業者、重度訪問介護事業者等の間におけるこれらの情報の共有に資するため、標準的なアセスメントシート(参考1) 支援計画シート(例)及び支援手順書((参考2) 支援手順書 兼 記録用紙(例))をご活用いただきたい。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第4の4の2

◆ 介護給付費の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
73 福祉・介護職員等処遇改善加算 共通	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ※該当する加算にチェック ☐	告示別表 第1の5 第2の6 第3の5 第4の5
【厚生労働大臣が定める基準】 《参照》（平成18年厚生労働省告示第543号・2） イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 次の掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること (一) 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当てに充てるものであること (二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと (2) 福祉・介護職員等処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること (4) 事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること (5) 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (一) 職員の任用における職責又は職務内容等の要件を定めていること (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること (三) 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施していること (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること (五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組みを設けていること (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること (10) 居宅介護サービス費における特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを届け出ていること ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること		☐ ☐ ☐	

<留意事項通知 第二の2(1)㉔>

- 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日付け障障発0326第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。

<<参照>>

「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月26日障障発0326第4号、こ支障第86号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長)

- (1) サービス事業者は、新加算等の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金改善を実施しなければならない
- (2) 障害福祉の現場で働く方にとって、令和7年度の更なるベースアップにつながるための工夫を行うこと
- (3) 新加算等の要件
 - (一) 福祉・介護職員等処遇改善加算(新加算)の要件
新加算Ⅰの算定に当たっては、賃金改善の実施に加え、以下の①から⑧までに掲げる要件を満たすこと。ただし、新加算Ⅱについては⑦の要件、新加算Ⅲについては⑥及び⑦の要件、新加算Ⅳについては⑤から⑦までの要件を満たさなくても策定することができる。
 - ① 月額賃金改善要件Ⅰ(月給による賃金改善)
 - ② 月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベースアップ等加算相当の賃金改善)
 - ③ キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)
 - ④ キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)
 - ⑤ キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)
 - ⑥ キャリアパス要件Ⅳ(改善後の年額賃金要件)
 - ⑦ キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)
 - ⑧ 職場環境等要件
 - (二) 福祉・介護職員処遇改善加算(旧処遇改善加算)の要件
 - (三) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(旧特定加算)の要件
 - (四) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(旧ベースアップ等加算)の要件
- (4) 新加算等の算定に係る事務処理手順
令和6年度に新加算等を算定しようとするサービス事業所等は、以下の届出を行うこと。
 - (一) 体制等状況一覧表等の届出(体制届出)
 - (二) 処遇改善計画書等の作成・提出(根拠資料と併せて2年間保存)
 - (三) 実績報告書等の作成・提出
 - (四) 複数のサービス事業所等を有するサービス事業所等の特例
 - (五) 処遇改善計画書・実績報告書等の様式の特例
- (5) 新加算等の算定要件の周知・確認等
 - (一) 賃金改善方法の周知
 - (二) 労働法規の順守